

社会福祉法人等が運営主体となっている特別養護老人ホームに入所している方に対して、「介護保険利用者負担1割分・食費・居住費」の利用者負担分の4分の1を減額する制度です。

軽減対象者の要件について

区市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると区が認めた方と、生活保護受給者が対象です。

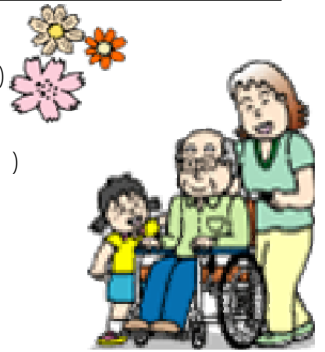
年間収入が、単身世帯で150万円以下であること。
(単身世帯でない場合、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。)

預貯金等の額が、単身世帯で350万円以下であること。
(単身世帯でない場合、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。)

日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

負担能力のある親族等に、扶養されていないこと。

介護保険料を滞納していないこと。



ただし、旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けているかたのうち、利用者負担割合が5%以下のかたは、ユニット型個室に入所中のみ対象とします。

軽減の割合等について

利用者負担第1段階・・・生活保護受給者 個室居住費のみを全額軽減します。
老齢福祉年金受給者 介護保険1割負担分・食費・居住費を1/2軽減します。

利用者負担第2段階・・・食費・居住費を1/4軽減します。

利用者負担第3段階・・・介護保険1割負担分・食費・居住費を1/4軽減します。

詳細は、別紙「利用者負担の軽減割合等について」をご参照ください。

この制度の特徴と注意事項について

この軽減制度は、軽減した費用を、社会福祉法人が国や地方自治体と共に補う仕組みとなっています。

そのため、入所する特別養護老人ホームが、次の条件を満たしていることが必要です。

施設側の条件

社会福祉法人や区市町村が、施設の運営主体であること。
この軽減制度を実施する旨の申し出を、都道府県に行っていること。

申請先およびお問い合わせ先

目黒区 健康福祉部 介護保険課 介護保険給付係
〒153-8573
東京都目黒区上目黒2丁目19番15号(総合庁舎2階)
電話 03-5722-9847(直通)



軽減制度を利用するには、申請の手続きが必要です。



申請書等



目黒区役所



確認証

特別養護老人ホーム



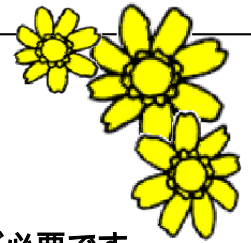
確認証

要件に該当する場合は区役所に申請書等を提出。

審査判定を行い、該当者には「確認証」を交付。

施設に「確認証」を提示して、利用料の軽減を受けます。

申請に必要な書類等について



- (1) 「生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認申請書」
- (2) 「収入及び預貯金等申告書」とその添付資料

申請者及びその属する世帯全員の収入について、申告していただくことが必要です。

収入の申告について

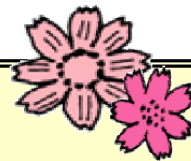
申告していただく収入は、前年の1月から12月までの収入です。
収入には、課税年金収入のみならず、非課税収入や仕送り等も含まれます。

申告された収入を証明する、給与等の源泉徴収票、年金支払通知書等の書類が必要です。

預貯金等の申告について

申告していただく預貯金等は、申請日現在のものです。
有価証券や債権などをお持ちの方は、申告をお願いいたします。

申告された預貯金を証明する、預金通帳の写し(過去1年分)を添付してください。



- (3) 「資産及び扶養の有無に関する申告書」とその添付資料

申請者及びその属する世帯全員について、申告していただくことが必要です。

日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

自らの住まい等、日常生活に供する資産以外に住居や土地など、収入を補うために活用できる資産がないこと。

負担能力のある親族等に扶養されていないこと

特別養護老人ホームに入所されている方が、市町村民税の控除対象者や医療保険の被扶養者となっている場合などには、原則的には負担能力のある親族等に扶養されているとみなされます。

国民健康保険証など、加入されている医療保険被保険者証の写しを添付してください。

